

学会賞（作品）と作品選奨の二つの賞の違いの明確化

検討報告書

表彰制度検討委員会

2004年12月

目次

学会賞（作品）と作品選奨の二つの賞の違いの明確化検討報告	1
資料 1 第 1 回表彰制度建築委員会議事録	7
資料 2 第 2 回表彰制度建築委員会議事録	13
資料 3 第 3 回表彰制度建築委員会議事録	20
資料 4 表 学会賞（作品）と作品選奨の 2 つの賞の違いの明確化	23
資料 5 表 日本建築学会賞各部門ならびに作品選奨の規程比較	25
資料 6 2002 年学会賞選考委員会作品部会申し送り事項	27
資料 7 2003 年学会賞選考委員会作品部会申し送り事項	28
資料 8 作品賞と作品選奨検討小委員会案	29

表彰制度検討委員会

委員長	齋藤 公男（日本大学教授）
幹事	服部 岑生（千葉大学教授）
	山際 二郎（㈱日建設計常務執行役員）
委員	植野 糾（鹿島建設㈱建築設計本部建築設計統括グループグループリーダー）
	小嶋 一浩（東京理科大学教授）
	平倉 章二（㈱久米設計取締役副社長）
	古谷 誠章（早稲田大学教授）
	元倉 眞琴（㈱スタジオ建築計画代表取締役）
	六鹿 正治（㈱日本設計代表取締役副社長）

本報告は、「作品賞と作品選奨検討小委員会検討報告書（2004年3月）」について、2004年3月表彰委員会における審議、ならびに2004年4月理事会における審議の結果、「更に継続審議が必要」との判断から、付託を受けて学会賞（作品）と作品選奨の二つの賞の明確化について検討した結果をここに答申するものである。

1. 付託された検討事項

当委員会が付託された検討項目とその要因となる指摘事項は、以下のとおりである。

(1) 「学会賞（作品）」と「作品選奨」の二つの賞の違い（選考基準、位置づけ）の明確化

1995年から「学会賞（作品）」の候補には、応募作品のほかに『作品選集』掲載作品（で希望するもの）が加えられたことから、「学会賞（作品）」と「作品選奨」は実際にはかなり重なる母体から選考されている。その結果、近年「学会賞（作品）」と「作品選奨」のダブル受賞が生じ、二つの賞の性格を分かりにくくしているとの指摘がある。

(2) 「学会賞（作品）」の重賞に関連する課題

「業績そのものを対象にしているのか、それとも人を対象としているのか」という議論が根強くあるなかで、3年続けて重賞となる作品が選ばれたことから、この問題についての考え方を明確に整理する必要に迫られている。

(3) 「作品選奨」における数に関する課題

作品選奨の数を増やす（倍増）ことによって、作品選奨の性格をより鮮明にし、学会賞（作品）との性格の違いの明確化を図ってはどうかとの指摘がある。

2. 検討の背景

当委員会に与えられた検討項目について、その指摘事項を中心に考察し、解決の方策を検討した。また、学会賞（作品）の審査における、地球環境・LCM等の視点の必要性の有無についても検討した。

(1) 学会賞（作品）と作品選奨（作品選集）、二つの賞の違いの明確化について

1) 選考基準について

この二つの賞はもともと評価の観点が異なり、表彰規程においても二つの賞は並列的な位置づけとなっている（資料4参照）。

1949（昭24）年度に制定された学会賞（作品）には、評価軸を具体的に記述した選考基準は存在しない。歴代の選考委員会における選考の過程で繰り返し議論されてきたことでありながら、あえて選考基準の規程化を避けてきたとも言える。このことは、

学会賞（作品）は「その時代を代表する作品」という共通認識のもと、それぞれの時代精神を背景に、作品選考に関する一切の責任は選考委員会が担うという意志の表明にほかならない。歴代の選考委員会もまた、その見識を評価される立場にあることをあえて選択してきたと言ってよい。学会賞（作品）の選考にあたっては、

- ・ 建築文化として後世に残る時代性・先端性を重視し、その時代を語るときに欠かさない作品
- ・ 次の時代を切り開いていく可能性を持った作品

を特に重視して選考に当たることが、歴代の選考委員会によって受け継がれてきたものと推察される。

一方、作品選奨の選考母体である『作品選集』掲載作品には、下記の評価軸を明らかにした選考基準が規定されている。作品選奨は、このなかから総合的視点から見て優れた作品を選考するものであり、前述のような学会賞（作品）とは異なる位置づけとされていることは明らかである。

『作品選集』選考基準（募集要領より）

建築の学術・技術・芸術面での調和のとれた進歩、発展を標榜する本会の立場から、採択される作品は下記の諸点において、本会が刊行する作品選集に掲載されるにふさわしい水準を持つべきものとする。

- (1) 計画、構造、環境・設備および材料・工法技術に関する設計の論理性
- (2) 社会性、歴史性、文化性から見た地域環境への適合性
- (3) 外部空間、内部空間の両面における造形
- (4) 設計全般にわたってのオリジナリティ
- (5) 地球環境保全に対する配慮および建築物のライフサイクルに対する取り組み

以上の側面から見て優れた作品であること。また個別部分に際だって優れた部分のある作品であること。

2) 学会賞（作品）と作品選奨のダブル受賞について

学会賞（作品）を幅広い作品から選考したいとの思惑と、会員の作品業績発表の場である『作品選集』への応募インセンティブを高めたいとの二つの理由から、1995年に「『作品選集』掲載作品は本人が希望する場合、学会賞（作品）の候補作品となる」制度が導入された。結果として、学会賞（作品）と作品選奨は、事実上『作品選集』という同一母体から選考されることとなり、近年、学会賞（作品）と作品選奨のダブル受賞という事態を生じたことが、この二つの賞の違いをより分かりにくくした要因の一つである。

3) 学会賞（作品）の重賞規定について

学会賞（作品）は「業績を通じて人を表彰するもの」であるという論があり、長年にわたり優れた作品を作り続けてきた熟練の人、また逆に将来を嘱望される新人に与えるという考え方で選考されることがあった。この考え方からすると重賞は禁ずべきということになる。しかし、表彰規程で学会賞（作品）はあくまでも「作品を対象とする」としているのであり、上に述べてきたような観点から賞に該当する作品がある場合に、重賞となるからという理由のみでこれを排除することは、適切ではない。ただし、同等の評価を得る作品のうちいずれを選ぶか、という場合に、どちらかという重賞にならないほうを選ぶというのは自然な態度であろうから、現行運営規程の「なるべく避ける」という程度の表現が適当と思われる。

3. 「学会賞（作品）」と「作品選奨」との違いの明確化の具体的方策

(1) 学会賞（作品）と作品選奨の性格の違いを規程として明文化する。

以上の背景のなかで、学会賞（作品）と作品選奨の性格の違いを明確化すべく、表彰規程ならびに学会賞選考委員会運営規程の文言を検討した。

学会賞各部門の規程を比較すると、「論文」「技術」「業績」の部門においては、表彰規程で授賞対象をごく簡潔に表現するにとどめる一方、運営規程において「審査の対象」として具体性が述べられている。表彰規程はいわば「基本規定」であり、運営規程はその「細則」という位置づけとなっている。

また、運営規程の「審査の対象」は募集要領に記され、外部に公表されるものである。

このことから、表彰規程はより簡潔に基本姿勢を表現するように、応募条件ともなる運営規程はより具体性を増すように、改正する方向で議論を行った。

1) 表彰規程第3条（賞の対象）(3) および(7) について

学会賞（作品）(表彰規程第3条(3) について): 上記の趣旨から、表彰規程の（庭園・インテリア、その他を含む）は運営規程に譲ることとした。また「技術・芸術の進歩」という表現については、この賞の位置づけ（2.(1)1)) および現代の時代性にかんがみて「芸術・技術の発展」と変更した。

作品選奨（表彰規程第3条(7) について): 作品選奨は、『作品選集』における優れた作品であることに加え、調和がとれかつ高水準であることを強調した。学会賞（作品）の規程との関連で、“学術”という文言は不要ではとの意見もあったが、『作品選集』選考基準では「学術・技術・芸術面での調和」と謳われており、総合的観点を強調する意味からも“学術”は残した。

以上の議論により、表彰規程第3条(3) および(7)の改正案を次のとおりとした。

	学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))	作品選奨(表彰規程第3条(7))
現行	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計(庭園・インテリア、その他を含む)であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。
改正案	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築作品であって、 <u>芸術・技術の発展</u> に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、 <u>学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを</u> 対象とする。

2) 学会賞選考委員会運営規程第9条第2項(審査の対象)(2)(作品)について

学会賞(作品)が持つべき性格として、建築文化として残すべき作品、次の時代に残す作品であり、また“完成度”よりは“先端性”を重視したものであることに集約できるのではないかと考えた。また、顕彰対象が作品自体であるとする見地から、原則として単独の作品(業績の評価に近くなりがちな「一連の作品」的なものではなく)を対象としていることが明確になるよう規程を検討した結果、改正案を次のとおりとした。

	学会賞(作品)(運営規程第9条(2))	
現行近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。	
改正案近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の <u>単独の作品</u> であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる <u>独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u> を対象とする。	

(2) 『作品選集』掲載作品がほぼ自動的に学会賞(作品)候補となる現行制度を改める。

学会賞(作品)と作品選奨とは性格が異なるものであるとする前提に立ち、『作品選集』への応募と学会賞(作品)への応募はそれぞれ独立したものとする。学会賞(作品)を希望する者は、改めて応募することとした。

なお、この改正により『作品選集』への応募のインセンティブが薄れるのではないかと指摘もあったが、その役割は作品選奨が負うべきだと考える。その問題よりは、『作品選集』の応募申込書に 印を付けるだけで気軽に学会賞(作品)に応募できるという

ことが、学会賞（作品）と作品選奨との差異を分かりにくくしているという点がより大きな問題であると認識した結果、募集要領を以下のように改正することとした。

学会賞候補業績募集要領	
現 行	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの（海外作品は除く）
改 正 案	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) を削除

(3) 学会賞（作品）の重賞規定について

学会賞（作品）の重賞や作品選奨とのダブル受賞という事態が二つの賞の違いを不明確にしているとの指摘に対し、対応策として、学会賞（作品）は「重賞を禁止する」ことについて検討したが、前記（1）（2）項の規程改正により遠因の一部が解消されると想定されるので、現行どおり「重賞はなるべく避ける」とし、重賞はあくまで選考委員会の判断に委ねることとした。

4. その他

(1) 作品選奨の授賞数について

当初表彰委員会から示された「検討の方向」として、「作品選奨の数を増やす（倍増）ことによって作品選奨の性格をより鮮明にし、2つの賞の性格を明確化する」案が示された。議論の結果、作品選奨のクオリティを維持するためにも、作品選奨は現行どおり12作品でよいとする意見が大勢を占め、あえて変える必要性は認められなかった。

(2) 学会賞（作品）の審査における、地球環境・LCMの視点の必要性について

地球環境・LCM等への配慮は一時代の要請にとどまらず、今後永続的な課題である。そこで学会賞（作品）の「審査対象」として、これらの要件を明記する必要性の有無を議論した。その結果、学会賞選考委員会運営規程第9条第2項（審査の対象）（2）（作品）の「社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ」という文言のなかには、これらの要件も当然含まれるのであって、ことさらに要件として明記することは、選考に対してある種の偏った方向性を与えることになりかねないとの意見が大勢を占めた。

（以上）

第1回 表彰制度検討委員会議事録

1. 期 日：2004年9月6日(月) 15:00 - 17:20
2. 場 所：会議室304室
3. 出席者：委員長 斎藤公男君
幹 事 服部岑生君 山際二郎君
委 員 小嶋一浩君 六鹿正治君 元倉眞琴君 植野 糾君 古谷誠章君
斎藤賢吉専務理事
事務局 嶋原 毅 小野寺篤 (記録 事務局)
4. 資 料：
資料 1 日本建築学会賞選考委員会作品部会申し送り事項
資料 2 学会賞(作品)と作品選奨の二つの賞の違いの明確化検討報告書
資料 3 表彰委員会議事録案(2004年3月29日)
資料 4 表彰制度(学会賞作品と作品選奨)検討委員会委員構成
参考資料1 2004年4月理事会議事録案(2004.4.13)
参考資料2 学会賞作品・作品選奨・作品選集比較
参考資料3 学会賞と作品選奨, 選集との関係について(平倉委員意見書)
参考資料

- ・斎藤委員長が議長となり以下の議事について審議を進めた。
審議事項に先立ち、委員紹介がなされた。

・ 審議事項

斎藤専務理事より、表彰制度(学会賞作品と作品選奨)の経緯について以下の資料により詳細説明がなされた。

- 1) 作品部会申し送り事項 (資料1)
- 2) 学会賞(作品)と作品選奨の二つの賞の違いの明確化検討報告書 (資料2)
- 3) 日本建築学会表彰委員会議事録(2004.3.29) (資料3)
- 4) 表彰制度(学会賞作品と作品選奨)検討委員会委員構成 (資料4)
- 5) 2004年4月理事会議事録(案) (参考資料1)
- 6) 学会賞作品・作品選奨・作品選集比較 (参考資料2)

説明終了後、

斎藤委員長より、参考資料2から学会賞作品、作品選奨、作品選集の比較から、

学会賞作品の性格の問題

重賞の問題

ダブル受賞(作品賞、作品選奨)の問題

が顕在化しており、

学会賞(作品)と作品選奨の二つの賞の違いの明確化検討報告書(以下、小倉委員会)では、問題解決に至っていない。

との理事会判断から、これらの問題点を改めて検討すべく本委員会が設置され、表彰制度

のあり方について自由討議を行った。

関連意見は以下のとおり

- ・小倉委員会の報告書では具体的提案として、作品選集掲載作品が自動的に学会賞作品候補となる制度を改め、自動的に学会賞の審査対象とするのは作品選奨受賞作品とする提案がある。結果学会賞は作品選奨の上位に位置づける考えである。
- ・学会賞（作品）過去の議論の記録を調べると、作品はその時の時代精神で突出した、あるいは先端的で評価できるものを審査委員が責任をもって選ぶということだった。学会賞（作品）の賞の対象は、技術・芸術の進歩に寄与する作品だが、実際に芸術性が大きな要素を占めている。ただ初期の頃の作品には技術的要素の作品があり受賞している。
- ・学会賞（作品）は作品選集の選考基準程度は満たしているのが当然ではないか。そういう意味では学会賞（作品）の規程（賞の対象、審査対象）は全ての基準を網羅した内容になっているのではないか。
- ・学会賞（作品）を巡っての特集記事（外部機関誌）で、例え欠陥があっても先端的な建築を拓くものであれば作品賞足りうるという意見が載っていた。審査委員の中にも作品に関する意見は相当幅があり、何が作品賞に値するというのは、その時の時代精神を反映するのではないかという気がする。
- ・審査委員の経験から、賞を選ぶという意識は絶対的な評価というより、その年にこの作品を撰ぶことが、歴史的に説明できるかどうかという委員の間での共通認識があるようだ。
- ・作品選集は全体の水準、クオリティが判断の基準になっているような気がするが、学会賞は必ずしも総合的とはいえないように感じる。
- ・学会賞を撰ぶときは、多少リスクを負っても将来期待できる作品の背中を押してあげるということであって、最初から欠陥があってもいいということではないのでは。
- ・学会賞（作品）については総合的にその時代の作品を拾い上げるという意識がある。
- ・学会賞に応募する者にとっては誉れがあるという意識で、エントリーの時からその自覚を持っている。
学会賞と作品選奨の審査時期が同時期で、審査の基準の何が違うのか理解できなかった。
- ・審査会の主体性で作品の評価方法が変わってくるのではないか。学会賞については歴史性を見据え、建築の文化性、時代精神を評価軸に挙げることができる。その形式が学会賞の良さであろう。これが建築界全体が学会賞に憧れる理由ではないか。
- ・最近、BCS賞がゼネコン設計部、組織事務所で評価が高い。社会では学会賞と並んで拮抗してきたという評価がある。
- ・BCS賞の評価が高い理由は何か。
- ・竣工後、1年経過を要件とし、設計だけでなく、生産の問題や管理の問題、ユーザーが使った結果の評価があるという点が評価を上げた理由の一つではないか。
- ・学会賞（作品）は審査委員の好みによって評価されるように思われる。最近になって先進性、時代精神を先取りした作品を撰んでいる。しかしこれが賞の評価を高めることには繋がるようには見えない。それは評価が多様だから。BCS賞は生産・管理とかユーザーとかで評価される。学会賞は芸術性が強調され、新品を評価している。審査の視点

を変えないと---。従って選奨との関係はますます曖昧になる。

- ・学会賞への応募には覚悟がいる。審査員も時代を先取る作品を撰ぶという点で勇気がいる。審査員は応募者の過去の作品も当然考慮するはずだ。これは選集の評価にはない要素だ。応募者の過去の在り様まで踏み込み、純粋な作品評価以外の要素も含まれるのではないか。そこが作品選奨と一番異なる点ではないか。
規定にはそんなことはどこにも記述がない。過去の慣例、個人的な考えでしかない。
- ・学会賞が芥川賞的性格であるならば、重賞はしないことにすれば性格がはっきりし分かりやすい。過去は賞そのものが少なかったので、重賞はあり得たのだろう。現在は、業績賞、技術賞がある。とくにその中で、作品賞は建築家のポテンシャルを持つ証の賞とするならばより明解になる。
- ・論文賞には事実上重賞がないのだから重賞はしないということに改めれば確かにすっきりする。
- ・小倉委員会の報告が否定的なのは、表彰規程の議論まで踏み込んでいないところではないか。
- ・形式論か価値論かの軸を決めないとこの議論はかみ合っていない。小倉委員会の答申は形式論でこれはこれで良いのではないか。あるいは価値論で学会賞とは何かということに書き直すのか。学会賞は審査員により大きく影響する。例えば今年の実賞結果は、結果的にはクオリティーも高く、バランスの取れた作品が選ばれた。学会賞の結果はその年の審査委員が同時に問われる賞で、建築家の中では、審査委員、受賞者、作品と見て特殊な賞と位置づけている。学会賞規程は選奨と違い比較的ルーズな表現になっているところが違うところではないか。年度によって保守的から先進的いずれにも振れる。
- ・学会賞を受賞したのに、選奨には撰ばれなかったという作品は過去に例があるのか。過去にそのような例はない。
- ・ということは学会賞となったものは、実質作品選奨の価値は十分備えているということになる。学会賞は先鋭的なその時代を担うものから撰ぶということを書いたとしても、今の審査委員の数、構成からしてほんとうにそういうものが撰んでいけるのか疑問はある。学会賞の性格をもっと先鋭化し特化分離してしまうのだが、学会賞となるものは当然作品選集には載っている、あるいは選奨を受賞しているのが自然ではないか。だから作品選集から学会賞へのルートを完全に切り離すことには反対である。
作品選集にも掲載されないものが学会賞になるというのは奇異である。また一方、ひとつつけるだけでよいかという手続き論は別にして、支部選集にも選出されないものが学会賞になることはあってはいけない。
- ・本来なら作品選奨の審査が終わってから学会賞の審査が始まるのではないか。
- ・学会賞の応募ではその年落選しても翌年また応募できるというリターンマッチができる。この道は閉ざすべきでない。審査員側の振れ幅の許容とともにリターンマッチの仕組みがあれば、より公平な審査になるという点ではよくできた仕組みだ。
- ・小倉委員会の提言のように作品選奨となったものは一年ずらして学会賞候補とする仕組みがよいのではないか。日程の問題もあるが、作品選奨の審査が完全に終了してから、学会賞の審査に入るようにすれば当該年度の実賞ということになるのではないか。
- ・ダブル受賞の経験から、現地審査が何回もあって、どこにエントリーしていたのかすら

覚えられないことがある。

- ・ 12の作品選奨から作品大賞を選び出すということはどうか。
- ・ その場合リターンマッチをどう考えるかだ。ベスト12の選奨で、学会賞から落選した作品は審査委員会が替わるので再度のリターマッチということはある。テーブルを一つにするということだろう。
- ・ 審査委員会が違う以上、学会賞には入ったが、選奨には落ちたということはあるだろう。
- ・ リターンマッチの問題は結構大きい。過去に選奨に落ちたから学会賞に出せと言うことで、出したことがある。今年もそのような作品があり、審査はまるで違った結果となった。これが学会賞の一つの特性だろうが、これを良しとしない、ということになれば、そのような決め方もあろう。
- ・ 作品に限らず他の賞でもある。審査委員の半数交代でまた浮かんでくるということがある。結局審査委員の価値観を受け止めるということになる。
- ・ 小倉委員会の報告が否定されたポイントは何か、また同じ議論をしているようだが-----。
- ・ 二つの賞の性格は違うが、その結果は同じになる可能性がある。選奨を止めるという議論はないか。
- ・ 会長のいう都市建築的な視点が学会賞にも必要なのではないか。学会賞が先端ならば、積み上げではなくコミッション性にしてはどうか。
学会賞が比較的先端的な位置づけとされる一方で総合的なバランスという視点が求められて作品選集、選奨の制度が設けられた。先端という点では学会賞は受賞作品なしの年があってもよく、事実過去には何度もあった。
- ・ 議論の中で作品ではなく人が対象という話なら、重賞はダメと変えてしまうことで、はっきりするのではないか。
- ・ できるだけ人を変えたいが、ベストオブザイヤー的な考え方をもつ人もいるだろうから、そうすると入れざるを得ないということなる。
- ・ 学会賞の場合、絶対的な作品を現地審査してしまうと外すことができなくなる。
- ・ 確かに作品選集から自動化するというシステムをブラッシュアップしたとしても、重賞はしないとの方がはっきりする。その替わり作品選集にはきらりと光ったその年の優れた作品は必ず収録されているということにすべきである。
作品選集が60～100に増え、門戸が広がったことにより、総合的に平均点化してくるところは否めないが、それでも学会賞レベルの作品はその過程で落ちてしまうとは考えにくい。作品選奨のその年の12点を撰ぶという仕組みはそのままでいい。しかし、リターンマッチができる仕組みは残した方がよいができなくなる。作品選集に掲載されていることを基本的な条件として、学会賞に関してはリターンマッチができるということにしてはどうか。
- ・ 作品選奨委員会と学会賞委員会の審査のタイムラグを作ることで可能ではないか。
- ・ 小倉委員会提案に対する意見として、論理的に繋がっていないという議論があるが、もともと違うものが上下関係にあるわけで、そのとおりであろう。
表彰規程においては学会賞と作品選奨は並列に位置づけられている。これに上下関係をつけるとすればこの規程を組み替えなければならないのではないかと。小倉委員会の報告

- は規程まで踏み込んでいないので、見えないということになったのではないか。
- ・小倉委員会の提案は良くできている。多様な意見は学会賞に対する思いがあつての発言と理解する。
 - ・何かいろいろなことを見込み過ぎて複雑にしている。端点に言うなら作品選集からの応募の 印をなくし遮断するだけで良いような気がする。
 - ・学会賞は過去に先端的な作品を撰んだ時期があつた。その時の批判の一つとして、別基準で表彰の仕組みを作るべきだという意見があつた。そこで、論文と同じように作品の発表の場として、総合的にバランスの取れた作品を学会として顕彰すべきことから作品選集ができ、選奨制度ができた。ある種学会賞と対置的な賞としてできたもので、もともと別系でスタートしている。ところが最近、同時受賞が出てきたため現在の議論になっている。議論の推移を見ていると学会賞のあり方を改めて問うべきであるような気がする。例えば、過去は受賞作品無しということがあつた。それが、賞を出さなければということになってしまつて、重賞をなるべく避ける、となつていながら、業績を通じた人を表彰するという考え方になっている。本来重賞はあつてはならないのではないか、という気がする。
 - ・実際、審査会で現地審査をするとそこが曖昧だからそのようになってしまう。新人賞の問題も最近が高齢になりその機能は果たしてない。
 - ・逆に若い人の手当が足りないということも言えるのではないか。
 - ・論文には新人賞の奨励賞があるが、作品の場合は、その作品の出来映えが全てであつて、そもそも新人という概念はないのではないか。
 - ・小倉委員会の報告で、学会賞と作品選奨は本来的に性格を異にする賞という記述を明解にするということはある。作品選集からの流れではなく、作品選奨を学会賞の選考対象とする。ヒエラルキー、上下関係といったことは記述しない。これにより今の制度から新しいシステムになるのではないか。核も見えてくるし性格もはっきりする。ただその時に、ダブル受賞の選奨と作品賞の違いが分かるような仕組みにするかあるいは、同一年代にならないようにするという議論はある。
 - ・小倉委員会の報告では、性格を異にしながらか上下関係を説明している。説明としては性格が異なっているのにそこに誤謬があり混乱の原因を起こしている。そこで選集から学会賞に流れる回路を切つてしまえば自ずと性格を異にするのではっきりする。しかし結果的には似たようなものが撰ばれるかも知れない。だから審査委員の選び方、審査委員の構成など課題になる。
 - ・確かに作品選集と学会賞への応募はそれぞれ別々に行うべき。同時に応募しても構わない。結果ダブル受賞となつても、それぞれの評価基準で撰ばれることの説明ができるのではないか。
 - ・そうすると、選集委員会と選奨委員会の二つの委員会が別々にあつて、そこから作品が上ってくるのが奇異だということにならないか。この制度の生い立ちから、作品選集から学会賞を撰ぶという前提があつたのではないか。
 - ・作品選集の数を増やすという意図は当初あつた。それが今混乱を起こす原因になっている。
 - ・その後、作品選奨は定着し応募数も多く内容も充実してきた。回路を切つても問題ない。

- むしろ学会賞とは性格の違う総合性や多様な観点から撰ばれる表彰制度があつていい。
- ・作品選集はもともと支部推薦枠があつて、支部意識がはたらく構成になっている。全国審査会は支部の利益代表ではなく、全国水準で審査すべきだ。ということから選奨の委員会が独立した経緯がある。
 - ・作品賞3件の数は極めて少ない。選奨は12作品だ。賞の数から上下関係を付けると学会賞の方が上ということになる。しかし作品選奨の評価項目を満たした総合的に優れた作品とすると学会賞が下という印象が残る。総合的に優れた「大人の建築」が学会賞より下に位置づけられるのはどうかと思うが、少なくとも対等にすべきだ。例えば学会賞作品その1、その2ということにすれば良いかも知れない。
 - ・評価軸が違うという話ではないか。位置づけは学会賞の方が上だろう。
 - ・従来の重賞は原則しないという重み付けにし、さらに回路を断ち切れれば、学会賞、作品選奨に出すことの動機づけ背景が自ずと変わるだろう。
 - ・学会の中ではそれで良いかもしれないが、外から見て極めて分かりにくいままで終わらないか。
 - ・この委員会としての議論は明確化だけでよいか。
明確化だけでよい。
 - ・表彰委員会議事録の議論で、結論は根本的な賞の性格の違いをきちんと位置づければ現行どおりでよいという提案がある。これまでの議論は概ねこの方向と、システム提案の議論がされたと考える。流れとして方向性がでてきた。
 - ・規程の[賞の対象]あたりに明文化しておく必要はないか。漠然とするのではなく、明文化することによって回路を断ち切ったことが明確になるのではないか。
 - ・表彰規程3条の(3)を書き換えることで条文の提案はできないか。
 - ・小倉委員会報告書で「性格を異にする」というところに主旨を盛り込んでどうか。
 - ・学会賞作品の審査対象(3)の「作品選集掲載予定作品のうち応募者が希望したもの」は削除する。さらに性格をはっきりさせるなら「重賞はしない」とすべきだろう。
 - ・作品選奨からのルートを断ち切る。委員推薦もダメだろう。
 - ・この委員会の位置づけは、改革をしていくための手段をはっきりさせておくこと、とくにこの問題は、この委員会だけでなく上位の表彰委員会との合意性を取る必要があり、一緒に開催することが望ましい。
纏まる形ができたところで、そのような調整をする。なお今日の議論で大部方向性が見えてきたので、委員長と事務局で原案を作成のうえ次回提案したい。

以上の議論の結果、今後の検討として

- ・学会賞の選考基準および賞の対象の条文化の検討
- ・重賞はしないとする検討

することとした。

次回開催

1. 日時：11月8日(月) 15:00～17:00
2. 場所：建築学会会議室

第2回 表彰制度検討委員会議事録

(記録 事務局)

1. 日 時：2004年11月8日(月) 15:00～17:00

2. 会 場：会議室304室

3. 出 席(敬称略)：

幹 事 山際 二郎
委 員 小嶋 一浩・六鹿 正治・平倉 章二
元倉 眞琴・植野 糾・古谷 誠章
専務理事 斎藤 賢吉
事 務 局 小野寺 篤

4. 資 料：資料1 前回議事録

資料2-1 2つの賞の違いの明確化 - 委員からの意見集

資料2-2 2つの賞の違いの明確化 - 原案と意見の一覧

資料2-3 六鹿委員からのメモ

資料3-1 日本建築学会賞各部門の規程比較

資料3-2 関連規程

参考資料1 新表彰制度の概要について(1994年4月)

参考資料2 表彰委員会 作品関係の表彰制度検討小委員会(1997年4月)

5. 審 議：

斎藤委員長がご欠席につき、山際幹事が議長となって審議を進めた。

審議に先立ち、前回議事録を確認して了承した。

斎藤専務理事より、次の説明がされた。

斎藤委員長と事務局は、前回の委員会議論に基づき「賞の対象」「審査の対象」「重賞」の各項目について、論点整理と規程の改正案をまとめた(以下“事務局案”と表記。資料2-2の黒字部分)。事前に委員各位に意見を求めたところ、5名から回答があり、それをまとめたのが資料2-1ならびに資料2-2の赤字部分である。斎藤委員長は本日やむなく欠席となったが、委員各位の意見もふまえて事前にご意見を頂いている(資料2-1、2-2に記載)。

六鹿委員から、事前提出できなかった「意見資料」(資料2-3)が提出され、学会賞審査の経験もふまえて次の3点について説明された。

1) 学会賞作品部会では“一連の作品”を認めていない。選考の対象は“単体の作品”であることが明確になっているので、そこを規程として明文化してはどうか。

2) 学会賞作品は、単なる総合的バランスを超えたところにあると感じる。そこを“先駆

性”“時代性”といった言葉で表現してはどうか。ただ、“先駆性”“時代性”とは何か、と問われると難しいが.....。

3) “選奨”という名称を分かりやすくできないか。

以下、資料2-2をもとに「賞の対象」「審査の対象」「重賞」について規程改正の方向性と具体的な改正案を検討した。併せて、資料3-1により学会賞各部門の規程と横並びに比較したうえ、相互におけるバランスにも配慮した。

「審査の対象」について

資料2-2により、「作品選集から学会賞への応募ルート」の可否について議論した。

<自由意見>

- ・学会賞に応募料は必要か（ 不要）。作品選集と学会賞は同じA3判クリアファイルによる提出（ただし、選集には写真の枚数制限があるなど若干の違いはあり）だが、小規模の設計事務所にとって同じファイルを2つ用意することは負担であり、応募自体が難しいとの声がある。学会賞の応募が簡便になればよいと感じているので、作品選集から学会賞へのルートは残しておくほうがよい。
- ・学会賞選考委員を経験した範囲でいうと、学会賞への単独応募作にはやはり覚悟が感じられたし、作品選集のように応募時の制限もないので、ポートフォリオの量も多かった。現地審査を行った8作品のうち6作品は単独応募で、作品選集からあがってきた2作品は、重賞候補レベルの作品であった。
- ・作品選集からのルートでは、応募申込書に をつけるだけで気軽に学会賞に応募できるが、単独応募ではそれなりの覚悟が必要なはずだ。
- ・周囲の仲間を見ていると、学会賞には主体的に応募しようとする姿勢が感じられるが、作品選集にはそれほど主体性はないようだ。値下げされたとはいえ、5万円の掲載料は高いという意見が多い。
- ・選集、選奨は、大学の業績としてカウントされているのでは？
作品選奨 = 博士論文、作品選集 = 論文集という扱いのようだ。
制度ができた当初は、作品選集は“会員の発表の場”という位置づけであり、論文集と同等の位置づけだったようだ。学会賞が博士論文という位置づけだった。
- ・「審査の対象」(3)を削除すると、「海外作品は除く」の条文も削除される。したがって、海外作品も自由に応募できるようになるという理解でよいか？
上位規程である表彰規程3条には「主として国内に竣工した建築」と記されている。
- ・前回の議論では、作品選集から学会賞へのルートには不明確さがあるという意見が大勢で、その理由として次の2つが指摘された。その結果、「審査の対象」(3)、すなわち作品選集から学会賞へのルートは外したほうがよさそうだという雰囲気だったと思う。
 - 1) 作品選集から学会賞へのルートでは、リターンマッチが不可能となる（作品選集に掲載されるのは一回限りだから）という問題点。
 - 2) 作品選奨と学会賞は、そもそも賞の性格が異なるのに、応募のルートは繋がってい

るという矛盾。

- ・作品選集委員会での経験で言うと、作品選集自体、本来の趣旨である年鑑的な内容になっていない。その年を代表する建築作品が網羅されていないという問題があり、委員推薦の制度が必要ではないかとの議論もあった。
- ・学会賞は“推薦”、作品選集は“応募”であるが、推薦と応募が混在しているのは問題だ。もし委員推薦を前提にするなら、応募は一切止めて、すべての作品を委員会が独自に選ぶしかないであろう。

以上の議論により、学会賞候補業績募集要領の「2. 審査の対象」から「(3) 作品選集掲載予定作品のうち応募者が希望したもの(海外作品は除く)」を削除することとした。

学会賞候補業績募集要領	
現 行	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの(海外作品は除く)
改 正 案	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの

「重賞」について

資料2-2により、学会賞(作品)の重賞の可否について議論した。

<自由意見>

- ・事務局案では、重賞が明確に禁止されている。その根拠として、学会賞は「芥川賞的性格」「業績を通じて人を表彰する」としているが、そのことは規程のどこにも明記されていない。規程のなかには「作品を表彰する」とある。作品を選ぶ以上、作品自体の評価を基準にすべきであり、その結果同じ設計者が何度受賞しても良いのではないか。
- ・その考え方は若干気になる。近年、重賞が3件続いたが、うち2件は作品選集掲載作品。もう1件は、当人の意思というより周囲が強力に推薦を働きかけた作品であった。だから重賞に対する前向きな姿勢には疑問を感じる。実際問題として、作品選集からのルートを切ることになれば、重賞に値するケースはごく稀にしか生じないのではないか。
- ・学会賞作品の基準として、その時代を語るに欠かせない作品、今後歴史において語られていくであろう作品、ということがあるのでは。その視点の持ちかたを、選考委員会が問われている。だから、作品より設計者が優先されることはあり得ないのではないか。
- ・いまの意見に賛成。学会賞を自分の意志で明確にエントリーするように改めれば、重賞に該当する応募推薦は、それほど多くはならないと思う。学会賞作品としてぜひ残しておきたいという気運が高まったときぐらいで、そう滅多にあることではない。少なくとも

も、同じ傾向の作品で二度受賞することはあり得ないわけで、そう考えれば、あえて重賞を禁止する必要性も感じられない。

- ・逆に言えば、“受賞作品なし”という年があってもよい。
- ・事実、過去に何度かあった。最近はないが……。
- ・次の2つの縛りが掛かると良いのではないか。賞の対象として「時代性、歴史性をもつ作品」を加え、自らの意思で明確に応募する。この2つがあれば、実際問題として重賞に該当する作品はほとんどなくなるのでは。
- ・学会賞選考委員会の運営規程には「賞を受けたことのある者はなるべく避ける」とあるが、規程のなかに“なるべく”と謳っている例は珍しい。
- ・学会賞作品の基準として歴史性に重きを置くとすれば、どうしても外せない作品が出てくる可能性はある。その作品を“重賞だから”とあって外すことは如何なものか。そう考えると、現行どおり「なるべく避ける」が妥当なところではないか。ただし、選考委員会の委員構成によって審査がぶれることがあるから、そこは安定させる工夫がぜひ欲しい。ぶれるといっても、作品内容に関するぶれならいいが、受賞数や重賞に対するニュアンスにおいてぶれるのは問題だ。“なるべく避ける”の規程にしても、そのニュアンスを明確にしておく必要がある。
- ・先ほどの2つの縛りがあれば、“なるべく避ける”という表現自体が不要にならないか。
- ・規程自体がなくなれば、その精神も失われるだろう。規程の文言は残したほうがよい。学会賞はいわば“格”であるから、“なるべく避ける”という表現が付いている。学会賞を何度も受賞されるようなかたには、さらに大賞という賞が用意されている。学会賞はあくまで“格”という位置づけである。
- ・とはいっても、近年の重賞の設計者は大賞ともニュアンスが違う。大賞はかなり御高齢のかたが受賞するという印象だ。
- ・いつごろから“なるべく避ける”としているのか？
1966年、学会賞審査内規を整備した際に記載されたと思われる。
 - ・いままでの議論をうかがうと、珍しい規程ではあるが、やはりこのまま残したほうが良いという意見が大勢のようだが……。
- ・学会賞(作品)の表彰件数は3件を基準とするとある(表彰規程)が、それ以上に授賞したケースはあるか。
表彰規程には「厳選過少を旨とし基準として3件」とある。どうしても甲乙付けがたいという場合には、やむなく4件という場合も起こりうる。
- ・厳選過少を旨としたうえで、やむなく増えるのは仕方がない。しかし、その年の委員会によって門戸を広げたり狭めたりすることがあるとすれば問題だ。“なるべく避ける”については、毎年表彰委員会からニュアンスを含めて強調してもらってはどうか。

以上の議論により、重賞規程(学会賞選考委員会運営規程第10条)は現行どおりとした。

以上の議論により、学会賞候補業績募集要領の「2. 審査の対象」から「(3) 作品選集掲載予定作品のうち応募者が希望したもの(海外作品は除く)」を削除することとした。

学会賞選考委員会運営規程第10条	
現行	2. 重賞 この制度によってすでに賞を受けたことのある者はなるべく避ける。
改正案	(現行どおり)

「賞の対象」について

資料2-2により、学会賞（作品）と作品選奨の違いを明確にすべく、表彰規程第3条（3）ならびに（7）の条文について、委員から寄せられた改正案をもとに検討した。

<自由意見>

- ・作品選奨が作品選集のなかの優れた作品であることを強調するためには、事務局案の条文「総合的視点から調和のとれた作品」だけでは弱い。調和がとれたなかでも“とくに水準が高い”といった内容がほしい。文言はともかく、何か強調する文言を入れたい。

また、事務局案には「学術・技術・芸術の総合的視点から調和のとれた……」とあるが、学会賞の「技術・芸術の……」にならって“学術”を外してはどうか。

- ・作品選集・選奨の趣旨からすると、“学術”をあえて外す必要はないと思う。今後の建築のあり方を考えると、単に“技術”だけでは括れない要素がいろいろ出てくるのではないか。学術をベースにした作品が出てくる可能性もあると思うので、あえて外す必要はないのではないか。

ただ、学会賞の規程と横並びになったときにどうか、ということだ。

- ・作品選集の選考基準を見ると、「学術・技術・芸術面での調和のとれた……」となっている。だから選奨の審査でも、学術的視点も含めて審査した経験がある。
- ・作品選集は、傑出した要素がなくても、学術・技術・芸術のバランスに優れた作品は掲載の対象になっている。

それは分かるが、「学術的に優れた作品」がイメージしづらい。

- ・建築としてのレベルは当然評価するが、加えて、その建築が成立するにいたったバックボーンとして学術的な調査プロセスを評価したことがあった。

そこをより強調すると、学会賞（業績）に至るというイメージか。

- ・たとえば、歴史的建築を現代に生かすようなケースでは、学術的側面からの評価が加わるだろう。

以上の議論により、表彰規程第3条（7）の“学術”は残すこととした。

- ・作品選奨の規程について「“総合的視点から調和のとれた”という事務局案に対して、優等生的で面白くない」との意見があるが……。

それほど積極的な意見ではないが、“総合的”だからと言って減点法で評価されてしまうと、面白い作品が選ばれにくくなるかもしれない。

- ・ “調和のとれた”は不要では。「総合的観点から、とくに優れた……」ぐらいでどうか。
選集の規程に“学術・技術・芸術面での調和のとれた」とあるから、選奨であえて“調和”と謳わなくてもいいかもしれない。

以上の議論により、作品選奨規程(表彰規程第3条(7))の改正案を次のとおり定めた。
作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。

続いて、学会賞(作品)の“賞の対象”(表彰規程第3条(3))について審議した。

- ・ 学会賞には過去の集大成的作品もあると思うが、そのニュアンスをどう含ませるか。
- ・ “建築文化として残すべき作品”“次の時代に残す作品”の2つを中心に据えた文言にしてはどうか。
- ・ 「建築(庭園・インテリア、その他を含む)」の()は外せないか。
学会賞の、各部門ごとの規程を比較した資料(資料3-1)を用意した。
これを見ると、表彰規程では各部門の授賞対象をごく簡潔に表現するにとどめ、一方、運営規程において「審査の対象」としてその内容が具体的に述べられている。しかるに、作品部門の規程は、どちらも似通った表現でありあまり差がない。
表彰規程はいわば学会内部に向けた精神的な規程であり、一方、運営規程の「審査の対象」が募集要領に記され、外部に公表される。従って、表彰規程の改正は最小限にとどめ、外部に公表される運営規程を改正する方向で議論を行ってはどうか。
- ・ そのような趣旨であれば、表彰規程に(庭園・インテリア、その他を含む)の説明は不用であろう。そのような詳細は、運営規程で明記すればよい。
- ・ 表彰規程の「進歩に寄与する」という表現は如何なものか。もはや“進歩”という時代ではないのではないか。「総合的発展」ぐらいでどうか。

以上の議論により、学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))の改正案を次のとおり定めた。

学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計であって、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた作品を対象とする。

- ・ 表彰規程の改正はこのぐらいにして、あとは運営規程のなかで賞の具体やポリシーが述べられるのがよいだろう。運営規程の条文についてご意見をいただきたい。
さきほど、集大成的作品はどうかとの議論があったが、学会賞ではより先端性をもった集大成作品を選ぶべきではないか。
賛成だ。作品の審査では“完成度”と“先端性”のどちらを重視するかで、審査の仕方が全く異なる。“先端性”の審査となると、審査委員会そのものが問われる。
- ・ 総合力という位置づけの賞としては、BCS賞がある。
そういった作品は、学会としては作品選集でぜひ掬いたい。
- ・ 時代性を意識しているという文言がどこかにあると良い。

以上の議論により、資料3-1の運営規程改正案の古谷案02をベースとして検討を行った結果、学会賞選考委員会運営規程第9条(2)(作品)の改正案を次のとおり定めた。

表彰規程第3条(3)に規定する作品であって、近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の単独の作品であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた業績を対象とする。

以上を、比較表として下記にまとめる。

	学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))	作品選奨(表彰規程第3条(7))
現行	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計(庭園・インテリア、その他を含む)であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。
改正案	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計であって、技術・芸術の総合的發展に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。

	学会賞(作品)(運営規程第9条(2))	
現行近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的發展に寄与する優れた業績を対象とする。	
改正案近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の単独の作品であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた業績を対象とする。	

最後に斎藤専務理事から、今後の進め方が次のように説明された。

本日の議論の内容は、明日の企画運営委員会においてご報告を申し上げます。

今後は事務局で最終報告書の案をまとめ、斎藤委員長も含めた委員会の場でご検討をいただきたい。委員会の日程は、斎藤委員長と相談し追ってご連絡する。

その後は、表彰委員会、理事会の審議を経て正式に了承される運びとするが、いずれにしても、次年度の募集からは反映させるようにしたい。

(以上)

第3回 表彰制度検討委員会議事録

(記録 事務局)

1. 日 時：2004年12月24日(金) 14:00～15:00
2. 会 場：会議室304室
3. 出 席(敬称略)：
委員 長 齋藤 公男
幹 事 山際 二郎
委 員 小嶋 一浩・植野 糾
専務理事 齋藤 賢吉
事 務 局 小野寺 篤
4. 資 料：資料1 学会賞(作品)と作品選奨の二つの賞の違いの明確化検討報告書(案)
資料2 報告書の草案(12月2日、メール送信)に対するご意見
5. 審 議：

検討報告書最終案の確認

齋藤委員長が議長となり、検討報告書(案)の確認を行ったうえ、下記のとおり文言の修正を行った。以下、前回までの改訂個所を____で、今回の改訂個所を____で示す。

「1. 付託された検討事項」について

(1) 「学会賞(作品)」と「作品選奨」の二つの賞の違い(選考基準、位置づけ)の明確化

1995年から「学会賞(作品)」の候補には、応募作品のほかに『作品選集』掲載作品(で希望するもの)が加えられたことから、「学会賞(作品)」と「作品選奨」は実際にはかなり重なる母体から選考されている。その結果、近年「学会賞(作品)」と「作品選奨」のダブル受賞が生じ、二つの賞の性格を分かりにくくしているとの指摘がある。

(2) 「学会賞(作品)」の重賞に関連する課題

「業績そのものを対象にしているのか、それとも人を対象としているのか」という議論が根強くあるなかで、3年続けて重賞となる作品が選ばれたことから、この問題についての考え方を明確に整理する必要に迫られている。

「2. 検討の背景」について

『作品選集』選考基準（募集要領より）

（ 中略 ）

以上の側面から見て優れた作品であること。また個別部分に際だって優れた部分のある作品であること。

「3. 学会賞（作品）と作品選奨との違いの明確化の具体的方策」について

1) 表彰規程第3条（賞の対象）（3）および（7）について

学会賞（作品）（表彰規程第3条（3）について）：上記の趣旨から、表彰規程の（庭園・インテリア、その他を含む）は運営規程に譲ることとした。また「技術・芸術の進歩」という表現については、この賞の位置づけ（2.（1）1））および現代の時代性にかんがみて「芸術・技術の発展」と変更した。

学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))	
現行	学会賞（作品）は、近年中主として国内に竣工した建築の設計（庭園・インテリア、その他を含む）であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。
改正案	学会賞（作品）は、近年中主として国内に竣工した建築 <u>作品</u> であって、 <u>芸術・技術の発展</u> に寄与する優れた作品を対象とする。

2) 学会賞選考委員会運営規程第9条第2項（審査の対象）（2）（作品）について

学会賞（作品）が持つべき性格として、建築文化として残すべき作品、次の時代に残す作品であり、また“完成度”よりは“先端性”を重視したものであることに集約できるのではないかと考えた。また、顕彰対象が作品自体であるとする見地から、原則として単独の作品（業績の評価に近くなりがちな「一連の作品」的なものではなく）を対象としていることが明確になるよう規程を検討した結果、改正案を次のとおりとした。

学会賞(作品)(運営規程第9条(2))	
現行近年中主として国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。
改正案近年中主として国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の <u>単独の作品</u> であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる <u>独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u> を対象とする。

議事録（注）.....「単独の作品」とした真意は、“一連の作品”すなわち長年にわたる業績的な意味合いに対する授賞を排除したいという点にある。これは、学会賞選考委員会作品部会の審査方針でもある。したがって、例えば“同一敷地内における群としての建築”といった事例を必ずしも排除するものではない。

「4. その他」について

(2) 学会賞(作品)の審査における、地球環境・LCMの視点の必要性について

地球環境・LCM等への配慮は一時代の要請にとどまらず、今後永続的な課題である。そこで学会賞(作品)の「審査対象」として、これらの要件を明記する必要性の有無を議論した。その結果、学会賞選考委員会運営規程第9条第2項(審査の対象)(2)(作品)の「社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ」という文言のなかには、これらの要件も当然含まれるのであって、ことさらに要件として明記することは、選考に対してある種の偏った方向性を与えることになりかねないとの意見が大勢を占めた。

報告書の草案に対する委員からの意見について

平倉委員から、「作品選奨の受賞作品は、学会賞(作品)の審査対象とする」ことの提案があり、議論した(平倉委員は所用につきご欠席)。

<主な意見>

- ・提案の理由は理解できるが、これまでの議論の根本に関わる考えかたである。全体の議論が振り出しに戻らざるを得なくなるのではないか。
- ・これまでの議論は、学会賞と作品選集(選奨)は本来の設置趣旨が異なるものであるとの基本認識から始まった。とくに学会賞への応募にはそれなりの覚悟があるべきであって、応募をそれぞれ独立させたという経緯がある。
- ・作品選奨が決まったのち学会賞の選考に乗せるためには、いずれにしても翌年にならざるを得ない。であれば「だからこそ、作品選奨に選ばれた作品は学会賞に応募すべきである」と考えるのが筋ではないか。

以上により、今回の提案は見送ることとした。

今後の予定について

斎藤専務理事から、次のように説明された。

作品選集の募集が『建築雑誌』2月号に掲載される。今回の規程改正を、来年度に反映させるための期限が差し迫っている。今後、通信による表彰委員会および理事会の議を経たうえ、正式承認を賜りたい。承認が得られれば、2月号に検討報告書に掲載して規程改正を説明し、来年度の募集に反映させたいと考えている。

(以上)

学会賞（作品）と作品選奨の2つの賞の違いの明確化

表彰制度検討委員会 2004年12月24日

	主たる論点	改正の方向	規程の改正案																		
賞の対象	<p>学会賞、作品選集（作品選奨）の性格</p> <ul style="list-style-type: none"> 学会賞と作品選集（作品選奨）とは、もともと設置趣旨が異なる。 表彰規程では、学会賞と作品選奨は並列的に位置づいている。両者は評価軸が違うということであり、上下関係として位置づけられるものではない。 学会賞は prize、作品選奨は commendation である。 作品選集は、論文集と同じ発表の場。そのなかで総合的バランスに優れた作品を選奨として顕彰するものであり、むしろ学会賞とは対置的な位置付け。 学会賞には作品選集のような具体的選考基準がない。 学会賞は建築文化として後世に残る時代性・先端性を、作品選集（作品選奨）は総合的バランスを重視している。 学会賞は「技術・芸術の進歩に寄与する作品」だが、芸術性の比重が高い。 学会賞の性格として、該当作品なしの年があってもよい。 <p>学会賞選考委員会の意識</p> <ul style="list-style-type: none"> 学会賞の選考では絶対的評価よりも、今この作品を選ぶことの意味を意識する。結果として、学会賞作品はその時代時代の精神を反映することになる。 選考委員会は、年度によってあるいは委員によって多少の振れや幅がある。 学会賞では、応募作品以外の要素（例；応募者の過去の作品）が考慮される場合もある。 	学会賞（作品）と作品選奨の性格の違い（位置づけ）を規程として明文化	<p>賞の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))</th> <th>作品選奨(表彰規程第3条(7))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計(庭園・インテリア、その他を含む)であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。</td> <td>作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>改正案</td> <td>学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築作品であって、<u>芸術・技術の発展に寄与する優れた作品</u>を対象とする。</td> <td>作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、<u>学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>審査の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学会賞(作品)(運営規程第9条(2))</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>.....近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改正案</td> <td>.....近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の<u>単独の作品</u>であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる<u>独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u>を対象とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))	作品選奨(表彰規程第3条(7))	現行	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計(庭園・インテリア、その他を含む)であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。	改正案	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築作品であって、 <u>芸術・技術の発展に寄与する優れた作品</u> を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、 <u>学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。</u>		学会賞(作品)(運営規程第9条(2))		現行近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。		改正案近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の <u>単独の作品</u> であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる <u>独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u> を対象とする。	
		学会賞(作品)(表彰規程第3条(3))	作品選奨(表彰規程第3条(7))																		
現行	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築の設計(庭園・インテリア、その他を含む)であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。																			
改正案	学会賞(作品)は、近年中主として国内に竣工した建築作品であって、 <u>芸術・技術の発展に寄与する優れた作品</u> を対象とする。	作品選奨は、その年の作品選集に掲載された作品であって、 <u>学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。</u>																			
	学会賞(作品)(運営規程第9条(2))																				
現行近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。																				
改正案近年中主として国内に竣工した建築(庭園・インテリア、その他を含む)の <u>単独の作品</u> であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる <u>独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u> を対象とする。																				
審査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 作品選集と学会賞（作品）の応募をそれぞれ独立すれば、自ずと各賞の性格が明確になる。 作品選集から学会賞に至るルートには当初、作品選集の応募を増やす意図があったが、そろそろ止めても問題ない。むしろ作品選集（選奨）は、学会賞とは性格が異なる点を強調したほうがよい。 作品選集と学会賞は、それぞれ別々に応募すべき。それぞれの評価基準で選ばれた結果ダブル受賞となることは構わない。 	学会賞（作品）と作品選奨とは性格が異なるものであるから、作品選集への応募と学会賞（作品）への応募はそれぞれ独立したものとす。学会賞（作品）を希望する者は、改めて応募することとする。	<p>学会賞（作品）における審査の対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学会賞候補業績募集要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの（海外作品は除く）</td> </tr> <tr> <td>改正案</td> <td>2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) を削除</td> </tr> </tbody> </table>		学会賞候補業績募集要領	現行	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの（海外作品は除く）	改正案	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) を削除												
	学会賞候補業績募集要領																				
現行	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの（海外作品は除く）																				
改正案	2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) を削除																				
重賞について	<ul style="list-style-type: none"> 論文賞には事実上重賞がないのだから、重賞は禁止すべきだ。 仮に作品選集からのルートを残すにしても、重賞は禁止した方がよい。その替わり作品選集にはその年の優れた作品が必ず収録されるようにすべきだ。 重賞を明確に止めるには、その観点からの規程改正が必要。 重賞はできる限り避けるという基準をもちながら、学会賞の基準に照らして他を圧倒するような内容のものは選ばれる方がいい。 作品選集から学会賞（作品）へ、手軽に応募できた従来の方法を止めれば、重賞は極めて稀になろう。新しく学会賞（作品）の意味を明確にしたうえで、それでも時代を画する圧倒的な作品が積極的に推薦され選ばれるのであれば、よしとすべきでは。 		<p>学会賞（作品）における重賞規程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学会賞選考委員会運営規程第10条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>この制度によってすでに賞を受けたことのある者はなるべく避ける。</td> </tr> <tr> <td>改正案</td> <td>現行どおり。</td> </tr> </tbody> </table>		学会賞選考委員会運営規程第10条	現行	この制度によってすでに賞を受けたことのある者はなるべく避ける。	改正案	現行どおり。												
	学会賞選考委員会運営規程第10条																				
現行	この制度によってすでに賞を受けたことのある者はなるべく避ける。																				
改正案	現行どおり。																				

日本建築学会賞各部門ならびに作品選奨の規程（現行・改正案）比較

表彰制度検討委員会 2004年12月24日

	学会賞（論文）	学会賞（作品）	学会賞（技術）	学会賞（業績）
表彰規程 第3条（賞の対象）	近年中に完成し発表された研究論文であって、学術の進歩に寄与する優れた論文を対象とする。	近年中主として国内に竣工した建築の設計（庭園・インテリア、その他を含む）であって、技術・芸術の進歩に寄与する優れた作品を対象とする。	近年中に完成した建築技術であって、技術の発展に寄与し、優れた成果に結実した技術を対象とする。	論文・作品・技術部門以外の、近年中に完成した業績であって、学術・技術・芸術などの進歩に寄与する優れた業績を対象とする。
改正案		近年中主として国内に竣工した建築作品であって、 <u>芸術・技術の発展</u> に寄与する優れた作品を対象とする。		
第5条（表彰の件数）	10件	3件	3件	4件
改正案				

作品選奨
その年の作品選集に掲載された作品のうち特に優れた作品を対象とする。
その年の作品選集に掲載された作品であって、 <u>学術・技術・芸術の総合的視点からみて、特に優れたものを対象とする。</u>
12件
（現行どおり）

学会賞選考委員会 運営規程 第9条（審査の対象）	建築に関連する近年中に完成し発表された、分野を集大成した論文、独創的な単独の論文、あるいは新しい分野、境界領域の論文まで幅広く、優れた業績を対象とする。	近年中主として国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の設計であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められ、技術・芸術の総合的発展に寄与する優れた業績を対象とする。	特定の建築・工法・材料・手法等に結実した新しい技術（研究・開発を含む）を評価の対象とする。	近年中に完成した業績および継続的な活動によってその成果が認められた業績で次に該当するもの（特許などにかかわるものにあつては、公開され利用が可能なものに限る）。 1) 建築・都市に関するもの 2) 建築の技術・技能に関するもの 3) 建築遺産の保存修復に関するもの 4) 建築評論・著作・出版事業に関するもの 5) 建築にかかわる社会活動に関するもの 6) その他この賞の目的に適合するもの
改正案		近年中主として国内に竣工した建築（庭園・インテリア、その他を含む）の <u>単独の作品</u> であり、社会的、文化的見地からも極めて高い水準が認められる <u>独創的なもの</u> 、あるいは <u>新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される優れた作品</u> を対象とする。		
第10条（賞）	この制度によってすでに賞を受けたことのある者はなるべく避ける。			
改正案	（現行どおり）			

<参考>
 作品選集規程 抜粋
 第3条（対象）
 本会会員により設計され、近年中に竣工した建築作品を対象とする。
 第4条（選考基準）
 建築の学術・技術・芸術面での調和のとれた進歩、発展を標榜する本会の立場から、採択される作品は下記の諸点において、本会が刊行する作品選集に掲載されるにふさわしい水準を持つべきものとする。
 (1) 計画、構造、環境、設備および材料・工法技術に関する設計の論理性
 (2) 社会性、歴史性、文化性から見た地域環境への適合性
 (3) 外部空間、内部空間の両面における造形
 (4) 設計全般にわたってのオリジナリティ
 (5) 地球環境保全に対する配慮および建築物のライフサイクルに対する取り組み

学会賞 候補業績募集要領		2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) 「作品選集」掲載予定作品のうち応募者が希望したもの（海外作品は除く）		
改正案		2. 審査の対象 (1) 会員が推薦または応募したもの (2) 研究機関・団体および職場が推薦したもの (3) <u>を削除</u>		

作品選奨選考委員会運営規程 抜粋
 第8条第2項（重賞）
 この賞は重賞を妨げない。

2002年3月4日

2002年 日本建築学会賞選考委員会 作品部会申し送り事項

学会賞選考委員会作品部会
部会長 陣内 秀信

「学会賞（作品）」、「作品選奨」、「作品選集」の関係について

1. 1995年より「学会賞（作品）」の候補には、応募作品のほかに「作品選集」掲載作品が加えられることとなった。そして、同じ年に「作品選奨」が新設され、当該年度に発行される「作品選集」の中から学術・芸術・技術面で高度の質を有する12件を基準とした作品が毎年選ばれている。また昨年来、「作品選集」の掲載数が60作品から100作品に増やされている。このような経緯から、「学会賞（作品）」と「作品選奨」は実際にはかなり重なる母体から選考されるという状態にある。

一方、「学会賞（作品）」は「業績そのものを対象にしているのか、それとも人を対象にしているのか」、「新人賞的な要素が強い」などいくつかの課題が指摘がされながらも、その時々を選考委員会の責任で賞を選定してきた。昨年今年（予定）と2年続けて重賞となる作品が選ばれたことで、賞に期待される水準の維持・向上、その活性化を目指すうえでもあらためて賞の性格・役割を問い直す時期に来ていると思われる。

以上の点から、「学会賞（作品）」と「作品選奨」の2つの賞の性格（選考基準、位置づけ）を明確化することを検討願いたい。

2. 「学会賞（作品）」、「作品選奨」、「作品選集」の名称が似ているため、社会では同一視される傾向がある。情報公開が重要視されている現在、わかりやすい形で賞の公開が行われる必要があると思われる。

以上の点から、賞の名称がわかりやすくなるように検討願いたい。

以上

2003年3月7日

2003年 日本建築学会賞選考委員会
作品部会申し送り事項

学会賞選考委員会作品部会
部会長 坂本一成

1. 「学会賞（作品）」、「作品選奨」の関係について

両賞の関係については、昨年の作品部会から資料1（別紙）により検討の申し送りをしましたが、その後、この件については回答がありません。今年の審査の中でもこの件が疑問にあがり、例年と同じような議論が繰り返されました。つきましては、なるべく早い段階で「学会賞（作品）」と「作品選奨」の両賞の性格（選考基準、位置づけ）の明確化の方針を打ち出していきたい。

2. 「作品選集」掲載予定作品が学会賞（作品）候補業績になれることについて

「作品選集」掲載予定作品が学会賞（作品）候補業績となれることは、学会賞（作品）候補業績に抜け落ちが少なくなることは理解できるが、次の意見が出された。

- ・上記（1.項）にも関係することではあるが、ほぼ同じ母体で同時期に2つの賞の審査が行われるのは疑問である。
- ・「作品選集」応募申込書の学会賞（作品）応募欄の“応募する”に印を付けるだけで学会賞候補作品となるシステムでは、実際に応募者が意識して学会賞（作品）への応募を希望しているかが今ひとつ不明である。

つきましては、両賞の性格付けを明確にしていく上でも、候補業績のあり方に差別化が必要と考えられるので、「作品選集」掲載予定作品の学会賞（作品）への応募システムの検討をお願いしたい。

例えば、

学会賞（作品）への応募を希望する場合は、「学会賞候補業績応募と同様の推薦文を付ける」などとする。

3. 「複数の作品をまとめ、一連の業績としたのものは避ける。」について

1997年の応募要領に資料2（別紙）の理由により盛り込まれた。しかし今回、「一つの設計理論で設計された複数の作品は一つの作品である。」として応募があり、作品部会で2度に渡り検討した結果、現状の応募規程では審査対象にならないとの結論に至った。

しかし、今後は時系列とは違った形で複数の作品をまとめた一連の業績が候補となる可能性があるため、検討をお願いしたい。

以上

作品賞と作品選奨検討小委員会案

表彰委員会
委員長 仙田 満

趣 旨

1995年より「学会賞（作品）」の候補には、応募作品のほかに「作品選集」掲載作品が加えられることとなった。そして、同じ年に「作品選奨」が新設され、当該年度に発行される「作品選集」の中から学術・芸術・技術面で高度の質を有する12件を基準とした作品が毎年選ばれている。また昨年来、「作品選集」の掲載数が60作品から100作品に増やされている。このような経緯から、「学会賞（作品）」と「作品選奨」は実際にはかなり重なる母体から選考されるという状態にある。

一方、「学会賞（作品）」に一昨年から3年続けて重賞となる作品が選ばれたことで、これまで新人賞的と言われてきた賞の性格・役割は、賞に期待される水準の維持、その活性化のためにあらためて問い直す時期に来ていると思われる。

以上の点から、「学会賞（作品）」と「作品選奨」の2つの賞の性格（選考基準、位置づけ）を明確化することを検討願いたい。

あわせてアジア建築賞の創設の可能性についても検討願いたい。

検討の方向

この問題は以前から何度も繰り返し議論されている。そのひとつの結論は、作品賞は長い伝統を持ち、そのときどきの選考委員会が時代状況を反映しながら、その委員会の責任で賞を選定してきており、評価・選考基準、重賞問題については選考経過・推薦理由を明らかにすることで選考委員会の責任を果たしている、というものである。

今回の検討においては、作品選奨の数を増やす（倍増）ことによって作品選奨の性格をより鮮明にし、2つの賞の性格を明確化する方向で検討いただきたい。

検討の結論は2004年学会賞の審査開始（2003年9月下旬）までに得ていただきたい。

委員案（五十音順、敬称略）

委員長 小倉 善明
委員 岡部 憲明
香山 壽夫
坂本 一成
布野 修司
細田 雅春
村松 映一
柳澤 孝彦
渡辺 邦夫